

京都市告示第 45 号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成18年4月21日

京都市長職務代理者

京都市助役 毛利 信二

名 称	位 置	供用開始の期日
大下津公園	伏見区淀大下津町19番2	告 示 の 日

(建設局水と緑環境部緑地管理課)